(証券コード 8984) 2021年11月12日

投資主各位

東京都千代田区永田町二丁目4番8号 大和ハウスリート投資法人 執行役員 浅 田 利 春

# 第13回投資主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、大和ハウスリート投資法人(以下「本投資法人」といいます。)の第13 回投資主総会(以下「本投資主総会」といいます。)を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

投資主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の 観点から、本投資主総会につきまして、極力、書面により事前の議決権行使をい ただき、投資主様の健康状態にかかわらず、投資主総会当日のご来場をお控えい ただきますようお願い申し上げます。つきましては、お手数ではございますが後 記の投資主総会参考書類をご検討いただきまして、同封の議決権行使書面に議案 に対する賛否をご表示いただき、2021年11月29日(月曜日)午後6時までに到着 するよう折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

また、本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号。その後の改正を含みます。)(以下「投信法」といいます。)第93条第1項の規定に基づき、現行規約第15条におきまして「みなし賛成」の規定を定めております。従いまして、当日ご出席いただけず、かつ議決権行使書面による議決権の行使をいただけない投資主様につきましては、本投資主総会の各議案に賛成するものとみなされ、かかる投資主様の有する議決権の数は、出席した投資主様の議決権の数に算入されますので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。

<現行規約抜粋>

第15条(みなし賛成)

- 1. 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主はその投資主総会に提出された議案(複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。)について賛成するものとみなす。
- 2. 前項の規定に基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。

敬具

**1**. **日 時**: 2021年11月30日(火曜日)午前10時00分(受付:午前9時30分)

2. 場 所:東京都千代田区飯田橋三丁目13番1号

大和ハウス工業株式会社 東京本社 2階大ホール (末尾の「第13回投資主総会会場のご案内図」をご参照ください。)

3. 投資主総会の目的である事項:

## 決議事項

第1号議案:規約一部変更の件

第2号議案:執行役員1名選任の件

第3号議案:補欠執行役員1名選任の件

第4号議案: 監督役員2名選任の件

第5号議案:補欠監督役員1名選任の件

以上

#### (お願い)

- ①本投資主総会に当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書面を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ②代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の投資主の方1名を代理人として本投資主総会にご出席いただくことが可能ですので、代理権を証する書面を議決権行使書面とともに会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ③投資主総会参考書類に記載すべき事項を修正する場合の周知方法 投資主総会参考書類に記載すべき事項について、本投資主総会の前日までの間に修正する必要が生 じた場合には、修正後の事項を、本投資法人ホームページ(https://www.daiwahousereit.co.jp/)に掲載いたしますので、ご了承ください。
- ④本投資主総会においては、新型コロナウイルス感染症の国内における感染状況を踏まえ、感染拡大 防止に向けた対応を実施いたします。詳しくは、後記「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止 に向けた対応」をご確認いただきますようお願い申し上げます。
- ⑤従前投資主総会終了後に開催しておりました本投資法人の資産運用会社である大和ハウス・アセットマネジメント株式会社による「運用状況報告会」につきましては、新型コロナウイルス感染症の国内における感染状況を踏まえ、投資主の皆様の安全確保の観点から、投資主の皆様の会場滞在時間の短縮を目的として、開催しないことといたしました。投資主の皆様におかれましては、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。なお、本投資法人の2021年8月期に関する決算説明動画及び決算説明資料は、本投資法人のホームページにてご覧いただくことができます。
- ⑥本投資主総会にご出席の投資主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

## 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた対応

新型コロナウイルス感染症の国内での感染状況を踏まえ、投資主の皆様の安全 の確保及び感染拡大防止のため、以下の対応を行うことを予定しています。投資 主の皆様のご理解及びご協力をお願い申し上げます。

なお、今後の状況の変化によっては、下記の対応方法の変更に関するお知らせを本投資法人ホームページ(https://www.daiwahouse-reit.co.jp/)に掲載する場合がございますので、あわせてご確認くださいますようお願い申し上げます。

### <投資主様へのお願い>

- 本投資主総会における議決権は、書面によって行使することもできます。投資主の皆様におかれましては、投資主の皆様の安全確保及び新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、ご自身の健康状態にかかわらず、会場へのご来場をお控えいただき、同封の議決権行使書面の事前郵送による議決権行使をご検討くださいますようお願い申し上げます。
- 特に、ご高齢の方、基礎疾患がある方、妊娠されている方におかれましては、 本投資主総会へのご出席をお控えいただきますようお願い申し上げます。
- 本投資主総会へのご出席をご検討されている投資主様におかれましては、本 投資主総会開催日時点の新型コロナウイルス感染症の流行状況や行政機関の 対応状況、当日までのご自身の健康状態にもご留意いただき、くれぐれもご 無理をなさいませぬようお願い申し上げます。

### <来場される投資主様へのお願い>

- 当日の会場では、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策の一環として、 来場された投資主様のお席の間隔を広くとるため、座席数が少なくなっております。お席がご用意できない場合、会場にご入場いただけない場合がございますことを、あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。
- 役員及び運営スタッフは、健康状態に問題が無いことを確認の上、マスクを 着用した状態で応対をさせていただきますことを、ご理解いただきますよう お願い申し上げます。
- ご来場の投資主様におかれましては、マスク等を着用の上で会場へお越しいただき、会場受付に設置しておりますアルコール消毒液による手指の消毒及び検温の実施にご協力いただきますようお願い申し上げます。ご協力をいただけない投資主様につきましては、ご入場をお断りする場合がございます。また、検温時に37.5℃以上の発熱、咳等の新型コロナウイルス感染症への感染が疑われる症状をお持ちの投資主様には、本投資主総会へのご出席をご遠慮いただくことがございますので、あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。
- 上記の各対応により、会場受付の混雑が見込まれますので、余裕をもってお越しいただきますようお願い申し上げます。
- 上記の他、本投資主総会の秩序維持の観点から、必要な措置を講じる場合が ございますので、何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

# 投資主総会参考書類

## 議案及び参考事項

第1号議案 規約一部変更の件

- 1. 変更の理由
  - (1) 本投資法人は、投信法第93条第1項の規定に従い、現行規約第15条第1項において、「投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主はその投資主総会に提出された議案(複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。)について賛成するものとみなす。」と定めております(いわゆるみなし賛成制度)。

しかしながら、相反する趣旨の議案を提出することが性質上難しく、かつ、投資主の利害関係及び投資法人のガバナンスの構造などに大きな影響を与える議案や、投資主と投資法人の役員や資産運用会社との間で重大な利益相反が生じる可能性が高い議案について、そのままみなし賛成制度が適用された場合、必ずしも投資主全体による熟慮を通じた投資主の多数意思に従った判断を伴わずに、その議案が可決される可能性があるため、近時の少数投資主による投資主提案に係る議論も踏まえ、かかる一定の議案(以下「対象議案」といいます。)について、所定の手続きに基づいて、少数投資主又は本投資法人から事前に反対の明確な意思が表明された場合にみなし賛成制度を適用しないこととする変更を行うものです。

対象議案は、①執行役員又は監督役員の選任又は解任、②資産の運用 に係る委託契約の締結又は解約、③解散、④投資口の併合及び⑤執行役 員、監督役員又は会計監査人の責任の免除に関する議案とします。

事前に反対の意思を表明することのできる主体は、公正性、公平性の 観点から、一定の資格要件を備えた少数投資主及び本投資法人とします。 反対意思を表明する場合の手続き要件は、①少数投資主については、一 定の期間内における本投資法人(招集権者が執行役員又は監督役員以外 の者である場合は、本投資法人及び招集権者の双方)への通知とし、② 本投資法人については、招集通知への記載又は本投資法人のウェブサイ トにおける公表とします。

以上の内容によるみなし賛成制度の一部適用除外を定めるとともに、 これに伴い必要となる変更を行うため、みなし賛成に関する規定につい て変更を行うものです(変更案第15条第3項及び第4項)。

- (2) 2019年7月4日改正の企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」(関連して新たに制定又は改正された会計基準、適用指針を含みます。)の適用に伴い、資産評価の方法に関して必要な変更を行うものです(現行規約第34条第1項第6号及び第8号)。
- (3) 下記(4)の新たな資産運用報酬の計算方法については、本投資法人の2022年8月期の期首である2022年3月1日から導入することとするために、附則において、下記(4)に係る規約変更の効力発生日について必要な規定を置くものです(変更案第12章 第41条)。
- (4) 資産運用会社に対する資産運用報酬につき、投資法人保有物件の温室 効果ガス (GHG) 排出量削減及び投資法人のサステナビリティの取り組みに関する外部評価向上を促すことで投資主価値の向上を図ることを目的として、サステナビリティ指標に連動して資産運用報酬の額を増減させる旨の規定を追加するものです(変更案別紙 資産運用会社に対する資産運用報酬 運用報酬 3 (サステナビリティ指標連動報酬))。

# 変更の内容 変更の内容は次のとおりです。

(下線部は変更箇所を示します。)

現行規約	変 更 案
現 行 規 約 第15条(みなし賛成) 1.から2. (省略) (新設)	第15条(みなし賛成) 1. から2. (現行どおり) 3. 前2項の規定は、(i)以下の各事項に関する議案が投資主総会に提出されることについて本投資法人が本投資法人のウェブサイトにおいて公表した日若しくは招集権者がこれに準ずる方法により公表した日のいずれか早い日から2週間以内に、総発行済投資口の100分の1以上の投資口を6か月以上引き続き有する投資主が、当該議案に反対である旨を本投資法人(招集権者が執行役員若しくは監督役員以外の者である場合は、本投資法人及び招集権者の双方)に通知した場
(新設)	合、又は、(ii)以下の各事項に関する議案について、本投資法人が当該議案に反対である旨を招集通知に記載若しくは本投資法人のウェブサイトにおいて公表した場合には、当該議案については適用しない。 (1) 執行役員又は監督役員の選任又は解任(2) 資産の運用に係る委託契約の締結又は解約(3) 解散(4) 投資口の併合(5) 執行役員、監督役員又は会計監査人の責任の免除 4. 第1項及び第2項の規定は、本条を変
(A)  BX /	4. 第1頃及び第2頃の規定は、本来を変更         更する規約変更議案については適用しない。

## 現 行 規 約

第34条 (資産評価の方法、基準及び基準日)

1. (省略)

(1)から(5) (省略)

(6) 第31条第3項及び第31条第4項第2 号に定める有価証券

> 当該有価証券の市場価格がある場合 には、市場価格に基づく価額(金融 商品取引所における取引価格、証券 業協会等が公表する価格又はこれら に準じて随時、売買換金等を行うこ とができる取引システムで成立する 取引価格をいう。以下同じ。)を用 いる。市場価格がない場合には、合 理的に算定された価額により評価す る。

- (7) (省略)
- (8) 第31条第4項第3号に定めるデリバ ティブ取引に係る権利
  - ① 金融商品取引所に上場している デリバティブ取引により生じる 債権及び債務

基準日における当該金融商品取引所の最終価格(終値。終値がなければ気配値(公表された売り気配の最安値又は買い気配の最高値、それらがともに公表されている場合にはそれらの仲値))に基づき算出した価額により評価する。なお、同日において最終価格がない場合には、同日前直近における最終価格に基づき算出した価額により評価する。

変 更 案

第34条(資産評価の方法、基準及び基準日)

- 1. (現行どおり)
  - (1)から(5) (現行どおり)
  - (6) 第31条第3項及び第31条第4項第2 号に定める有価証券

満期保有目的の債券に分類される場合は取得原価をもって評価する。ただし、債券を債券金額より低い価額又は高い価額で取得した場合において、取得価額と債券金額との差額の性格が金利の調整と認められるときは、償却原価法に基づいて算定された価額をもって評価する。その他有価証券に分類される場合は、時価をもって評価する。ただし、市場価格のない株式等は、取得原価により評価する。

- (7) (現行どおり)
- (8) 第31条第4項第3号に定めるデリバ ティブ取引に係る権利
  - ① デリバティブ取引により生じる 正味の債権及び債務

時価をもって評価する。

現 行 規 約	変
②金融商品取引所の相場がない非	(削除)
上場デリバティブ取引により生 じる債権及び債務 主担無格に継ずるものしして合	
市場価格に準ずるものとして合理的な方法により算定された価	
額により評価する。なお、公正 な評価額を算定することが極め	
て困難と認められる場合には、 取得価額により評価する。	
③ 上記にかかわらず、一般に公正 妥当と認められる企業会計の基	② 上記にかかわらず、一般に公正 妥当と認められる企業会計の基
準によりヘッジ取引と認められ るものについては、ヘッジ会計	準によりヘッジ取引と認められ るものについては、ヘッジ会計
を適用することができる。ま た、金利スワップ等に関する金	を適用することができる。ま た、金利スワップ等に関する金
融商品会計における特例処理 <u>及</u> び為替予約に関する外貨建取引	融商品会計における特例処理の適用を妨げない。
等会計処理基準における振当処	AEI/13 C //311/ 'G. 1 0
<u>理</u> の適用を妨げない。 (9)から(10) (省略)	(9)から(10)(現行どおり)
2. から4. (省略)	2. から4. (現行どおり)

現 行 規 約	変    更    案
(新設)	第12章 附則
	第41条(変更の効力発生)
	別紙(資産運用会社に対する資産運用報
	酬) に係る変更の効力は、2022年3月1日
	をもって生じるものとし、2022年3月1日
	以降に生じる資産運用報酬から適用するも
	のとする。本章は、当該変更の効力発生後
	にこれを削除するものとする。
制定 2005年6月1日	制定 2005年6月1日
改正 2005年11月25日	改正 2005年11月25日
改正 2006年1月26日	改正 2006年1月26日
改正 2007年2月23日	改正 2007年2月23日
改正 2009年2月26日	改正 2009年2月26日
改正 2010年2月25日	改正 2010年2月25日
改正 2010年3月23日	改正 2010年3月23日
改正 2010年9月30日	改正 2010年9月30日
改正 2011年12月1日	改正 2011年12月1日
改正 2013年11月26日	改正 2013年11月26日
改正 2015年3月1日	改正 2015年3月1日
改正 2015年11月25日	改正 2015年11月25日
改正 2016年6月17日	改正 2016年6月17日
(効力発生日 2016年9月1日)	(効力発生日 2016年9月1日)
改正 2017年11月22日	改正 2017年11月22日
改正 2019年11月27日	改正 2019年11月27日
	改正 2021年11月30日

現	行	規	約	変	更	案
別紙 資産運用会社に対する資産運用報酬				資産運用	会社に対する資産運	別紙
項目	計算	方法	支払時期	項目	計算方法	支払時期
運用報酬1 (資産連動 報酬)		(省略)	·	運用報酬 1 (資産連動 報酬)	(現行どおり	)
運用報酬2 (利益連動報酬)		(省略)		運用報酬 2 (利益連動 報酬)	(現行どおり	)
	(新	設)		<ul><li>運用報酬3</li><li>(サステナ</li><li>ビリティ指</li><li>標連</li><li>酬)</li></ul>	以下の①、②及び③ の値を合計した金額 とする。 ①各計算期間(注 1)における総責に より算出される倍率 及び年率0.012%を 乗じた額(1年を 365日として当該による日割計算によるも のとする(注3)。 ②各計算期間の実日数によるも のとする(注3)。 ②各計算期間に注 1)における総資産額(注2)に表2に 基づき決定される倍率及び年率0.004%を乗じた額(1年を 365日として当該計算によるも のとする。)を上限 とする。)を上限 とする。)を上限 とする。)を上限 とする。)を上限	各計算期 間の終了 後1か月 以内に支 払う。

現	行	規	約	変	更	案
					た都にならい。	

現	行	規	約	変	更	案
取得・譲渡 報酬 合併報酬 (注 1) かぶ	5 (注3)	(省略) (省略)		取得・譲渡 報酬 合併報酬 (注1)から	(現行	どおり) どおり) 行どおり)
	(新記	n (		((b) - (a 四捨五入す (a): 2017年 月)の 出量り (b): 各計算 月)の 出量位温 温室効果力 温室効果力 出するもの 入事単位分別 出する。 ※原単位分別 当なる。 ※原単位分別 はずるもの 入事単位分別 が得られる。 物件を対象 諾が得られる。	がス (GHG) 排 )) /(a)とし、 トる。 E度 (2017年4 原単位温室効果 .0556 (t-CO <sub>2</sub> /2 期間の直前の 原単位温室効果 t-CO <sub>2</sub> /㎡) 室効果ガス (GHG) 排 けス (GHG) 排 ける (延床面積( ひとし、小数点 といて本投資 なとする。ただ	制減割合 出量削減割合= 小数点第4位を は月~2018年3 以力ス (GHG) 排 一でである。 は月~3の円でである。 以力ス (GHG) 排 一でである。 は、16ののは、2017。 前の年度(4月~3)により第第5位を四捨五 によりずの年度(4月月上上、第三者の承によりデータが

現 行 規 約	変	更		案
(新設)	表2			
	GRESB リアルエ ステイト 評価	* *	* * *	*   *
	倍率 (	0.8 0.9	1.0 1.	1 1.2
	<u>※</u> 各計算期間 き倍率を決		や算期の評	呼価に基づ
(新設)	<u>表 3</u>			
	CDP 気候 変動 プロ D- D グラ ム 評価		В- В	A- A
				1. 2   1. 3
	※各計算期間 き倍率を決		や算期の評	呼価に基づ

## 第2号議案 執行役員1名選任の件

執行役員浅田利春は、2021年11月30日をもって任期満了となります。つきましては、2021年12月1日付で、改めて執行役員1名の選任をお願いするものです。なお、本議案において、執行役員1名の任期は、現行規約第19条第2項の規定により、2021年12月1日より2年間となります。

また、執行役員の選任に関する本議案は、2021年10月15日開催の役員会に おいて、本投資法人の監督役員の全員の同意によって提出されたものです。 執行役員候補者は次のとおりです。

1982年4月 三井信託銀行株式会社 入社	氏 名 (生年月日)	主要略歴 (会社名等 当時)	
取締役財務部長 2005年11月 同社 専務取締役 2006年1月 同社 代表取締役社長(転籍) 2008年5月 株式会社オー・エムサービス 顧問 兼 経営管理部長 (1958年8月29日) 同社 常務取締役経営管理部長 2011年10月 中央三井信託銀行株式会社 入社 大和ハウス・リート・マネジメント株式会社	浅 田 利 春	2004年4月 株式会社アセットビジネスコンサルティング(出向) 2004年12月 モリモト・アセットマネジメント株式会社	

- ・上記執行役員候補者は、本投資法人との間に特別の利害関係はありません。
- ・上記執行役員候補者は、本投資法人の投資口を保有しておりません。
- ・本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての職務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる損害賠償金及び争訟費用等の損害を、一定の範囲で当該保険契約により塡補することとしております。上記執行役員候補者は、現在執行役員として当該保険契約の被保険者に含まれており、本議案により執行役員に就任した場合には、引き続き当該保険契約の被保険者に含められるこ

ととなります。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を 再度締結する予定です。

## 第3号議案 補欠執行役員1名選任の件

執行役員が欠けた場合又は法令で定める員数を欠くことになる場合に備え、 改めて補欠執行役員1名の選任をお願いするものです。なお、本議案におい て、補欠執行役員1名の選任に係る決議が効力を有する期間は、現行規約第 19条第3項本文の規定により、第2号議案における執行役員の任期が満了す る時である2023年11月30日までとなります。

また、補欠執行役員の選任に関する本議案は、2021年10月15日開催の役員 会において、本投資法人の監督役員の全員の同意によって提出されたもので す。

補欠執行役員候補者は次のとおりです。

氏 名 (生年月日)	主要略歴(会社名等 当時)
つち だ こう いち 土 田 耕 一 (1959年7月26日)	1983年4月 大和ハウス工業株式会社 入社 1997年10月 同社熊本支店経理課課長、総務課課長 2002年4月 同社管理本部経理部統括グループ長 2003年10月 同社管理本部財務部財務・資金グループ次長 2005年4月 同社管理本部財務部財務・資金グループ次長 2006年4月 同社管理本部財務部長 2006年6月 株式会社ダイワサービス (非常勤)監査役 2006年12月 大和ハウスインシュアランス株式会社 (非常勤)取締役 2007年4月 大和ハウス工業株式会社 経営管理本部財務部長 2008年4月 同社(兼務)経営管理本部IR室長 2014年4月 大和ハウス・アセットマネジメント株式会社(転籍) 代表取締役社長(現任)

- 上記補欠執行役員候補者は、本資産運用会社の代表取締役社長であります。
- ・上記補欠執行役員候補者は、上記を除き、本投資法人との間に特別の利害 関係はありません。
- ・上記補欠執行役員候補者は、本投資法人の投資口を19口保有しております。
- ・本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての職務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる損害賠償金及び争訟費用等の損害を、一定の範囲で当該保険契約により塡補することとしております。上記補欠執行役員候補者が執行役員に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。

## 第4号議案 監督役員2名選任の件

監督役員岩崎哲也及び監督役員石川浩司の両名は、2021年11月30日をもって任期満了となります。つきましては、2021年12月1日付で、改めて監督役員2名の選任をお願いするものです。なお、本議案において、監督役員2名の任期は、現行規約第19条第2項の規定により、2021年12月1日より2年間となります。

また、投信法及び現行規約第18条の規定により、監督役員の員数は、執行役員の員数に1を加えた数以上であることが必要とされております。

監督役員候補者は次のとおりです。

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	主要略歴(会社名等 当時)
1	いし かわ ひろ し 石 川 浩 司 (1968年6月8日)	1997年4月 司法修習生 1999年4月 東京弁護士会 大原法律事務所 入所 (現任) 2013年6月 株式会社日本エム・ディ・エム 社外取締役 (現任) 2013年12月 大和ハウス・レジデンシャル投資法人 (現 大和ハウ スリート投資法人) 監督役員 (現任)
2	こ がゆ じゅん こ 小 粥 純 子 (1967年10月10日)	1991年4月 中央新光監査法人 (クーパース・アンド・ライブランド) 入所 1994年3月 公認会計士登録 2006年9月 あらた監査法人 入所 2010年8月 日本公認会計士協会 IFRS・国際研究員 2012年8月 同協会 自主規制・業務本部 調査・相談グループ長 2012年10月 東北大学大学院経済学研究科 (会計大学院)教授 (現任) 2020年1月 小粥純子公認会計士事務所 開設 (現任) 2020年3月 税理士登録 2020年4月 竹内絢子税理士事務所 入所 (現任) 2020年1月 日本調理機株式会社 社外取締役監査等委員 (現任) 2021年6月 株式会社日新 社外取締役監査等委員 (現任)

- ・上記監督役員候補者は、いずれも本投資法人との間に特別の利害関係はありません。
- ・上記監督役員候補者は、いずれも本投資法人の投資口を保有しておりませ ん。
- ・本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての職務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる損害賠償金及び争訟費用等の損害を、一定の範囲で当該保険契約により塡補することとしております。上記監督役員候補者のうち、監督

役員石川浩司は当該保険契約の被保険者に含まれており、また、本議案により監督役員に就任した場合には、上記監督役員候補者両名は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。

## 第5号議案 補欠監督役員1名選任の件

監督役員が欠けた場合又は法令で定める員数を欠くことになる場合に備え、改めて補欠監督役員1名の選任をお願いするものです。なお、本議案において、補欠監督役員1名の選任に係る決議が効力を有する期間は、現行規約第19条第3項本文の規定により、第4号議案における監督役員の任期が満了する時である2023年11月30日までとなります。

補欠監督役員候補者は次のとおりです。

氏 名 (生年月日)	主要略歴 (会社名等 当時)	
<sup>かき しま ふさ え</sup> 柿 島 房 枝 (1974年11月23日)	2004年4月 司法修習生 2005年10月 東京弁護士会 黒田法律事務所 入所 2007年2月 大原法律事務所 入所(現任)	

- ・上記補欠監督役員候補者は、本投資法人との間に特別の利害関係はありません。
- ・上記補欠監督役員候補者は、本投資法人の投資口を保有しておりません。
- ・本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての職務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる損害賠償金及び争訟費用等の損害を、一定の範囲で当該保険契約により塡補することとしております。上記補欠監督役員候補者が監督役員に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。

### 参考事項

本投資主総会に提出される議案のうち、相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも、投信法第93条第1項及び現行規約第15条に規定する「みなし賛成」の規定は適用されません。なお、上記第1号議案から第5号議案までの各議案につきましては、いずれも相反する趣旨の議案には該当しておりません。

以上

# 第13回投資主総会会場のご案内図

会場 東京都千代田区飯田橋三丁目13番1号大和ハウス工業株式会社 東京本社 2階大ホール電話 03-5214-2111



●交 通 JR水道橋駅 西口より徒歩2分 JR飯田橋駅 東口より徒歩7分 東京メトロ有楽町線・南北線 都営大江戸線 飯田橋駅A1出口より徒歩7分 東京メトロ東西線 飯田橋駅A5出口より徒歩4分又はA2出口より徒歩7分

<お願い>当施設には駐車スペースはございませんので、お車でのご来場は ご遠慮ください。